

発議第 4 号

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別の撤廃を謳った「女子差別撤廃条約」（以下[条約]という。）の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が 1999 年の国連総会で採択された。2023 年時点で条約締約国 189 か国中 115 か国が批准しているが、我が国はこれを批准していない。

この選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が女子差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができることを定めるとともに、女子差別撤廃委員会が、条約に定める権利の重大または組織的な侵害があるという、信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を意見・勧告とともに送付する手続きを定めている。この選択議定書を批准することにより、条約締約国は女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダーギャップ指数（G G I）令和 5（2023）年世界経済フォーラム公表」において、我が国は 146 か国中 125 位であることや、政府の第 5 次男女共同参画基本計画において、「新型コロナウイルス感染症の拡大によって、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や、女性の雇用、所得への影響等が顕在化した」との認識が示されていることなどから、日本の現状打開には、選択議定書を批准し、女子差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することが急務となっている。

日本政府は、女子差別撤廃委員会からの要請を受けて、第 5 次男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める事や、女子差別撤廃条約選択議定書について、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣に検討をすすめる」と明記されているが、さらに具体的な取組を加速する必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、女子差別撤廃条約の選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。